

糸島市地域包括支援センター運営事業 委託法人募集要領

令和元年 6 月

糸島市健康増進部介護・高齢者支援課

糸島市地域包括支援センター運営事業委託法人募集要領

1 事業名

糸島市地域包括支援センター運営事業

2 目的

糸島市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、効果的かつ効率的な地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営法人を募集する。

3 委託事業の内容

委託事業の内容は、（１）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営事業）、（２）第１号介護予防事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る）、（３）指定介護予防支援業務、（４）包括的支援事業（社会保障充実分）、（５）地域包括ケアの推進に係る事業、（６）その他の業務とする。

委託事業の詳細については、糸島市地域包括支援センター運営事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 委託期間

運営事業の委託期間は令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとする。

5 募集方法

公募型プロポーザル方式

6 募集するセンターの日常生活圏域

日常生活圏域の中で前原東圏域について募集する。

日常生活圏域	担当小学校区	設置数	センター名
前原東	波多江、東風、怡土	1	糸島市前原東地域包括支援センター

7 運営財源等

（１）地域包括支援センターの運営財源は、包括的支援事業に係る委託料と指定介護予防支援業務及び第１号介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）及び介護予防ケアマネジメント費（第１号介護予防支援事業支給費）とする。

なお、これらの収入額の合計が経費支出の合計額を超えた場合、その超過分について、委託料の精算（返還）を行う。

(2) 包括的支援事業に係る委託料は、下表の額とし、年度業務終了後、決算収支状況に応じ精算する。

人件費	25,000,000 円
事務費	2,500,000 円
計	27,500,000 円

(3) センター事務所の設置場所が糸島市健康福祉センターあごらとする場合は、包括的支援事業に係る委託料は、下表の額とし、年度業務終了後、決算収支状況に応じ精算する。

人件費	25,000,000 円
事務費	2,100,000 円
計	27,100,000 円

8 参加資格要件

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人等の法人格を有し、センター事業を公正・中立な立場で地域と連携し、効率的に運営することができる法人であって、以下の全ての要件を満たしていること。なお、すでに糸島市内の他圏域において地域包括支援センター運営事業を受託している法人についても応募できるものとする。

- (1) 仕様書に定める委託事業の実施体制を整備できること。
- (2) 介護保険法第115条の2第1項に規定する「指定介護予防支援事業者」の指定を受け、圏域内において、令和2年4月1日に事業所を設置できること。
- (3) 介護保険法第115条の2第2項各号に規定する要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 糸島市内において、法人の事務所又は介護保険サービスを提供する事業所を有し、平成27年4月1日以前より継続してサービスの提供実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てがなされていないこと。
- (7) 応募法人が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律において、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号及び6号に規定する暴力団及び暴力団員でなく、また暴力団及び暴力団員に関与

していないこと

(10) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でないこと。

9 募集等の日程

募集等の日程は、次のとおりとする。

内容	期日又は期間
募集要領 公表	令和元年 6 月 20 日
募集要領等に関する質問受付	令和元年 6 月 20 日～7 月 9 日
募集要領等に関する質問の回答公表	令和元年 6 月 27 日～7 月 11 日
参加表明書の提出締切	令和元年 7 月 12 日
応募書類の提出締切	令和元年 7 月 30 日
プレゼンテーションの案内通知	令和元年 8 月 14 日
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和元年 8 月 20 日
選定結果の通知・公表	令和元年 9 月 13 日

10 募集要領等の配布

本事業委託に関する募集要領等は、糸島市ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.city.itoshima.lg.jp/>

11 応募方法等

(1) 参加表明書の提出

①提出期限

令和元年 7 月 12 日（金）17 時 15 分必着

②提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 法人の履歴事項全部証明書（応募の 3 か月以内に発行されたもの）

エ 法人の印鑑証明書

オ 法人税、消費税及び地方消費税、市税の納税証明書（直近 1 年分）

カ 法人の定款

③提出場所

糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

糸島市役所 健康増進部 介護・高齢者支援課

④提出部数

正本 1 部、副本 1 部の計 2 部

⑤提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）

※郵送の場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※参加表明書の提出をしていない場合、応募書類の提出はできないので、注意すること

(2) 辞退について

参加表明書の提出後に、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式3）を提出すること。

(3) 応募書類の提出

①提出期限

令和元年7月30日（火）17時15分必着

②提出書類

ア 法人概要及び法人実績（様式4）

イ 法人代表者の履歴書

ウ 役員、評議員の構成

エ 決算書（損益計算書、貸借対照表、財産目録（直近2年度分））

オ 運営に関する計画書（運営方針）（様式5）

カ 運営に関する計画書（人員配置体制）（様式6）

キ 運営に関する計画書（管理体制）（様式7）

ク 開設スケジュール（様式8）

ケ 収支予算書（見積書）（様式9）

③提出部数

正本1部、副本7部の計8部

④提出場所

糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市役所 健康増進部 介護・高齢者支援課

⑤提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は8時30分～17時15分（土日、祝日を除く。）

※郵送の場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

⑥提出にあたっての留意事点について

ア 提出書類はA4版縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを添付すること。（正本及び副本それぞれにインデックスを付けること。また、インデックスは、直接応募書類に付けず、仕切紙に付けること）

イ 糸島市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

ウ 応募書類提出後の手直し又は修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによ

る修正等についてはこの限りではない。

- エ 書類提出に係る一切の費用は、応募法人の負担とする。
- オ 提出された応募書類のうち、採用した応募書類の著作権は糸島市に帰属するものとし、糸島市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募法人の了解を得た上で、糸島市はこれを無償で使用するものとする。
- カ 提出された応募書類は、返却しない。
- キ 提出された応募書類は、複製することがある。
- ク 提出された応募書類は、糸島市情報公開条例に基づき、公開することがある。

12 選定方法

- (1) 糸島市地域包括支援センター運営事業委託法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて別紙評価基準に基づき審査を行う。
- (2) 選定
 - 公募型プロポーザル方式により選定する。
 - ①審査方式は、書類審査とプレゼンテーション・ヒアリング審査とする。
 - ②応募法人が5者以上の場合は、選定委員会は、評価表の評価項目及び評価の視点により書類審査を行い、4者を選定する。応募法人が4者以下の場合は、書類審査は実施しない。
 - ③審査について、同点となる法人が2者以上あるときは、選定委員会の多数決により、順位を決定する。
 - ④応募法人が1者のみであっても、審査を行い、最低水準未満の得点の場合、受託候補法人の該当なしと判断することもある。
 - ⑤受託候補法人は、選定委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。
 - ⑥選定結果は、本市のホームページ上で公表する。ホームページに掲載する法人名は受託候補法人のみとし、選定されなかった法人は掲載しない。また、受託候補法人及び選定されなかった法人に対して、「結果通知書」により速やかに通知する。
 - ⑦審査の結果、適切な応募法人がない場合、受託候補法人なしとした上で、再募集することがある。
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング審査
 - 応募書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - ①実施日（予定）
 - 令和元年8月20日（火）
 - 日時、開始時間等の詳細決定後、参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。
 - ②実施時間（1者につき35分程度）
 - ア プレゼンテーション 20分程度

イ ヒアリング（質問） 15分程度

③出席者

法人担当者3名までとする。コンサルタント等、応募法人の職員でない者の参加は認めない。

④留意事項

プレゼンテーションは、提出した応募書類を基に行うものとし、追加提案及び追加資料の配付は認めない。また、プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

⑤審査の順番

原則、応募書類の提出された日時の早い順とする。

13 契約

(1) 契約の締結

本市は、受託候補法人と契約に向けた交渉を行い、委託契約を令和元年12月末までに締結する。

契約時の仕様書の内容は、プロポーザルの企画提案等を基本とし、契約に向けた交渉において調整を行う。

(2) 次順位者との交渉

本市は、受託候補法人が委託契約を締結できない事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について交渉を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託候補法人の負担とする。

(4) その他

本プロポーザルは受託候補法人の選定を目的に実施するものであり、契約内容については必ずしも提案内容に沿うものではない。

14 引継

現委託法人から下記の内容について、計画的に引継を受け、引継期間内に完了することとする。また、引継業務を円滑に行うため、センター配置予定者から引継業務担当者を定めておくこと。

(1) 要支援者等に係るケース引継（現在の担当者との同行訪問を含む）

(2) 地域ケア会議等のセンターが主催する会議の引継（令和元年度中の会議への出席を含む）

(3) 地域ささえあい会議等、前原東圏域内で地区組織が実施している会議等に係る引継（令和元年度中の会議への出席を含む）

- (4) 地域包括支援センター事務局連絡会議等、市が主催する会議等に係る引継（令和元年度中の会議への出席を含む）
- (5) センター業務を行う上で必要な知識・技術を高めるために必要な研修への出席
- (6) その他、センター業務の引継を行う上で必要な業務
- (7) 引継等の日程は次のとおりとする

内容	期日又は期間
事業引継期間（予定）	令和2年1月1日～令和2年3月31日
センター設置届・指定介護予防支援事業所の指定申請	令和2年3月1日
センターの開設	令和2年4月1日

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (3) 正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合
- (4) 複数の事業者による連合体で書類を提出した場合
- (5) 応募法人又はその関係者が、本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に市職員及び選定委員などの関係者と接触を持った場合

16 募集要領等に関する質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

- ①募集要領等に関する質問書（様式 10）を介護・高齢者支援課高齢者支援係宛てに電子メールで提出することとし、電話、来庁、FAX等での質問は受け付けない。
- ②電子メール送信後に、介護・高齢者支援課へ送信の確認電話を行うこと。

(2) 受付期間

令和元年6月20日から令和元年7月9日まで

(3) 電子メールアドレス

kaigokorei@city.itoshima.lg.jp

(4) 回答方法

令和元年7月11日（木）までに質問者を匿名化し、質問内容及び回答を、参加表明者全員に電子メールにて送信する。

なお、質問内容は企画提案書等の作成等に関するものに限定し、それ以外は受け付けない。

17 事務局

糸島市前原西一丁目1番1号

糸島市 健康増進部 介護・高齢者支援課

電話 092-332-2070 (介護・高齢者支援課直通)

資料1 圏域内における人口及び高齢者人口

単位 (人)

担当校区	総人口	65歳以上	(75歳以上)	高齢化率 (75歳以上)
波多江	12,424	3,174	1,419	25.5% (11.4%)
怡土	7,136	2,644	1,149	37.1% (16.1%)
東風	8,891	1,860	822	20.9% (9.2%)
総計	28,451	7,678	3,390	27.0% (11.9%)

資料:住民基本台帳(平成31年4月1日)

資料2 圏域内の介護予防プラン件数

単位 (件)

前原東圏域	平成31年2月		平成31年3月		平成31年4月	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
介護予防サービス計画	10	232	12	237	10	243
介護予防ケアマネジメント	1	118	6	124	2	127

資料3 圏域内の認定者数

令和元年5月1日現在 (前原東圏域)

事業対象者数 : 69人

要支援者数 : 408人